

戰後教育資料

VII-28
8-2
29

VIII
28

「憲法問題」

新憲法精神普及徹底要綱案

21.7.

山崎
58

新憲法精神普及徹底要綱案

一、趣旨

今般の憲法改正に際し國民の一人一人が新憲法の眞意義を充分に理解し各人が相互の人格を尊重しつつ自由と平等の立場に於て各々其の義務を盡し以て平和國家の建設に寄與しなければならぬ。新憲法制度が眞に其の改正の目的を達するためには其の精神の解明滲透の必要なることは論を俟たないところである。最近一般國民の間に於て新憲法精神闡明のための活動が自主的に展開せられんとしつつあるのであるが政府に於ても此際之が活動を積極的に助成して其の健全な普及徹底を圖らんとするものである。

二、方針

- 1 新憲法の根柢を爲す正しい精神、國家統治の本質、戦争放棄の理念、國民の權利義務並びに民主主義を基礎とする新しい國家制度の内容を闡明徹底することを本旨とする。
- 2 民間による活動たることを本體とし政府は之を積極的に支持後援し官民呼應して之が趣旨の徹底を圖ること。

3 本運動は一應憲法發布の時期より其の施行までの間を目途として實施すること。

三、實施要領

- 前項の目的を達するに當り左記各項を行ふこと。
- (一) 本件實施に關し關係民間團體並に關係各省との協議會を開催すること。
 - (二) 新憲法解説中央講習會を開催すること。
 - (三) 地方重要地區に於ける新憲法解説の會を開催すること。
 - (四) 新憲法解説書の作製頒布幹旋を爲すこと。
 - (五) 新憲法精神普及の爲の講習會、講演會等への講師派遣幹旋を爲すこと。
 - (六) 學校に於て新憲法に關する教育を實施すること。
 - (七) 新憲法精神普及の學校擴張講座を開催すること。
 - (八) 新憲法解説のための映畫、幻燈、紙芝居の作製幹旋を爲すこと。
 - (九) ラヂオ、新聞、雜誌等を通じ新憲法精神を普及すること。
 - (十) 社會教育施設、部落(町内)常會等に於て新憲法精神の普及を圖ること。

(三二八・九)

一 趣 旨

今般の憲法改正を機として國民の一人一人が新憲法の眞意義を充分に理解し、新しい國家機構に即應して國民各自が其の權利と義務を正しく行使する體制を樹立することは刻下の急務であり、之に關し、最近國民の間に起りつつある新憲法精神普及の爲の國民運動が益々活潑且自主的に展開せられんことを期待して、政府は之に對し積極的に支持助成を爲さんとするものである。

二 方 針

- (一) 新憲法の根柢をなす正しい精神、民主主義に基く新しい國家制度の内容等を進んで研究し會得する爲の國民運動の推進を支持援助するのを本旨とする。
- (二) 本運動の實施については特に兩院議員の積極的協力を求めること。
- (三) 各省それぞれの立場より右の國民運動に便宜を與へ必要なる經費の助成、事業の斡旋を爲すこと。
- (四) 本運動の展開は一應憲法發布の時期より其の施行までの間を目的とする。

三 實施要領

- 前項の目的を達するため兼し當り左記各項を行ふこと。
- (一) 中央に於て憲法審議關係者を中心とする研究会、講習會等を開催すること。
 - (二) 地方重要地區に於ける新憲法研究の會を開催すること。
 - (三) 新憲法の正文を大量に印刷頒布すること。
 - (四) 新憲法精神の理解に必要な資料の作製頒布、斡旋を爲すこと。
 - (五) 新憲法精神普及の爲の研究会、討論會、講演會等への講師派遣斡旋を爲すこと。
 - (六) 新憲法精神普及の學校擴張講座を開催すること。
 - (七) 新憲法精神普及のための映畫、幻燈、紙芝居、歌謠等の作製斡旋を爲すこと。
 - (八) ラジオ、新聞、雜誌等を通じ新憲法精神を普及すること。
 - (九) 社會教育施設、部落(町内)常會等に於て新憲法精神の普及を圖ること。

内務文部、内閣法制局、合審洋室
こころの施策の検討中